



妊娠・出生に関する手続きの御案内

令和3年6月

◆ 妊娠について

京都市西京区役所 TEL381-7121 (代)

項目	相談先	内容	いつまでに	チェック欄
母子健康手帳の交付	保健福祉センター別館 子どもはぐくみ室	①妊娠届 ②住所と身分を証明するもの（マイナンバーカードなど） * 代理人の場合は身分を証明するもの * 子どもはぐくみ室、産婦人科の病院、医院、助産所などに届出用紙があります。	妊娠後速やかに	
プレママ・パパ教室等		妊産婦を対象に、プレママ・パパ教室・健康相談・妊娠中毒症対策などを実施していますので、希望される場合は、御相談ください。	御希望時	
入院助産		経済的理由により、病院などでの出産が困難な妊産婦を対象に、指定の助産施設において出産していただくことができますので、希望される場合は、御相談ください。 ※所得制限等、一定の要件があります。	出産まで	

◆ 出生について

どんな届	受付窓口	必要なもの	いつまでに	チェック欄
出生届 * 父母の本籍地、住所地又は出生地	1階 4番 市民窓口課	① 届出書（出生証明書） ② 母子健康手帳 （時間外は宿直窓口で受領します。その場合は、母子健康手帳を後日、開庁時間内に持参してください。）	生まれてから14日以内 （生まれた日を含む）	
特別永住許可	1階 2番 市民窓口課	必要な書類はあらかじめ、担当部署にお尋ねください。	生まれた日から60日以内	
国民健康保険加入者 （各職場の健康保険などに加入している方と、生活保護を受けている方以外）	1階 7番 保険年金課	身分証明書（運転免許証等） * 出産育児一時金の手続きが必要な場合がありますので、窓口でお尋ねください。	生まれてから14日以内	
国民年金障害給付子の加算請求の届	1階 6番 保険年金課	国民年金の障害給付（厚生年金・共済年金の障害給付のない場合のみ）の受給権者に子ができたときは、 ①戸籍謄本 ②世帯全員の住民票（省略事項なし）を持って、子の加算請求の届を提出してください。 なお、国民年金の障害給付（厚生年金・共済年金の障害給付もある場合）の受給権者に子ができたときは年金事務所・共済組合で手続きをお願いいたします。 ※必要なものはあらかじめ各担当窓口にお尋ねください。	生まれてから14日以内	
児童手当 ※	保健福祉センター別館 子どもはぐくみ室	①申請者の金融機関口座（普通預金）の分かるもの ②申請者の健康保険被保険者証 ③申請者個人番号確認書類（マイナンバー） ④申請者の身元確認書類 * その他の書類が必要なこともあります。 * 公務員の方は、職場で手続きをしてください * 2人目以降の増額は、申請のみです	生まれてから15日以内	
子ども医療 ※		子どもの健康保険証	子どもの健康保険証作成後速やかに	
出生通知書（低体重児出生届兼）	保健福祉センター別館 子どもはぐくみ室	母子健康手帳に添付されている出生通知書（ハガキ）を郵送又は持参してください。	出生後速やかに	
児童扶養手当		申請される場合は、御相談ください。 * 資格、所得制限等一定の要件があります。		
ひとり親家庭等医療		申請される場合は、御相談ください。 * 資格、所得制限等一定の要件があります。		
未熟児養育医療		申請される場合は、御相談ください。		

上記のチェックシートは区役所の窓口で行える主な手続きを示していますが、他の手続きや書類が必要な場合もありますので、詳細については各受付窓口にお問合せください。

※ 児童手当及び子ども医療の受付は、以下の専用窓口で行っていますが、すべての区役所・支所（子どもはぐくみ室）でも受付可能です

（西京区では1階15番健康長寿推進課の窓口でも受付可能です）。また、専用窓口では、郵送受付も可能です。

専用窓口：京都市子ども家庭支援課分室

京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-1123（午前8時30分～午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く。）

なお、児童手当の手続きは、マイナンバーカード及び必要な機器（インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー、もしくはスマートフォン（対応機種のみ））で、マイナポータルによる電子申請も可能です。

